

○内閣府令第七十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む）。

）、第二十三条の三（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第九十三条及び第九十三条の二の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山 由紀夫

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「雑則（第九十三条―第九十六条）」を「企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」に改める。

第一条の見出しを「（適用の一般原則）」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「連結財務諸表（」を加え、「（以下「連結財務諸表」という）」を「又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。次条において同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ）」に、「第一条の二」を「第一条の三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

- 一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。
- 二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。
- 三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。
- 四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。
- 五 基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。

第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章の定めると

ころによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 発行する株式が、金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されていること又は認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されていること。

ロ 法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

ニ 会社、その親会社、その他の関係会社（第十五条の四第四号に規定するその他の関係会社をいう。）又は当該その他の関係会社の親会社が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（国際的に共通した企業会計

の基準として使用されることを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて前条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。以下この号及び第九十三条において同じ。）に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) 外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3) 外国に連結子会社（連結決算日（当該親会社の連結子会社にあつては、当該親会社の直近事業年度の末日）における資本金の額が二十億円以上のものに限る。）を有していること。

二 当連結会計年度（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度、当連結会計年度に属する中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は当連結会計年度に属する四半期連結会計期間（四半期連結財務諸

表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第五条第三項中「（会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）」を削る。

第七章を次のように改める。

第七章 企業会計の基準の特例

（会計基準の特例）

第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、国際会計基準（公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められる

ことが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において「指定国際会計基準」という。）に従うことができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第九十四条 指定国際会計基準によつて作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 外国会社の財務書類（第二百二十七条―第三百三十一条）」を「第七章 特定会社の財務

第八章 外国会社の財務

諸表（第二百二十七条・第二百二十八条）

書類（第二百二十九条―第三百三十三条）」

に改める。

第一条第一項中「のうち、」の下に「財務諸表（」を加え、「及び附属明細表（以下「財務諸表」という）」を「並びに附属明細表又は第二百二十七条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において当該指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ）」に、「次条」を「第一条の三」に、「第六章」を「第七章」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

- 一 利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。
 - 二 特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること。
 - 三 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関（次号及び第五号において「基準委員会」という。）を設けていること。
 - 四 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。
 - 五 基準委員会が会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化への適確な対応並びに国際的収れん（企業会計の基準について国際的に共通化を図ることをいう。）の観点から継続して検討を加えるものであること。
- 第一条の二に見出しとして「（外国会社の特例）」を付し、同条中「第七章」を「第八章」に改め、同条を第一条の三とする。
- 第一条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 発行する株式が、金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されていること又は認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されていること。

ロ 法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

ニ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 会社、その親会社、その他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一号ニに規定する国際会計基準をいう。以下この号において同じ。）に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) 会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第八条第十項第三号において同じ。）の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3) 親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国に連結子会社（連結財務諸表規則第二条第五号に規定する連結子会社をいい、当該親会社の直近事業年度の末日における資本金の額が二十億円以上のものに限る。）を有していること。

二 当該事業年度の直前の事業年度、当該事業年度に属する中間会計期間又は当該事業年度に属する四

半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第八条第三項中「（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）」を削り、同条第十項第三号中「（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）」を削り、同条第十五項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）」を「連結財務諸表規則」に改める。

第二百二十二条第六号中「及び第六号」を削り、同号に次のように加える。

ホ 資産除去債務明細表

第三百三十一条第一項中「第二百二十八条、第二百二十九条第二項」を「第三百三十条、第三百三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第二百二十八条及び第二百二十九条第二項」を「第三百三十条及び第三百三十一条第二項」に改め、同条を第三百三十三条とし、第二百二十七条から第三百三十条までを二条ずつ繰り下げる。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 特定会社の財務諸表

（特定会社の財務諸表の作成基準）

第二百二十七条 特定会社が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 特定会社は、前項の規定により作成した財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて財務諸表を作成することができる。

（会計基準の特例に関する注記）

第二百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 指定国際会計基準によつて財務諸表を作成している旨

二 特定会社に該当する旨及びその理由

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「雑則(第八十七条)」を「企業会計の基準の特例(第八十七条・第八十八条)」に改める。

第一条の見出しを「(適用の一般原則)」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「中間連結財務諸表(」を加え、「(以下「中間連結財務諸表」という)」を「又は第八十七条の規定により指定国際会計基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。))により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当中間連結会計期間（第三条第二項に規定する期間をいう。以下この号において同じ。）の直前の連結会計年度又は当中間連結会計期間の直前の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下

同じ。)又は四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。)を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条第十六号中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)」を「連結財務諸表規則」に改める。

第四条第四号中「連結財務諸表(連結財務諸表規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。)」を「連結財務諸表の」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 企業会計の基準の特例

(会計基準の特例)

第八十七条 特定会社が提出する中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十八条 指定国際会計基準によって作成した中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によって中間連結財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 外国会社の中間財務書類(第七十四条―第七十八条)」を
「第六章 特定会社の中間

第七章 外国会社の中間

財務諸表(第七十四条・第七十五条)
財務書類(第七十六条―第八十条)」
に改める。

第一条の見出しを「(適用の一般原則)」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「中間財務諸表(」を加え、「以下「中間財務諸表」という」を「)又は第七十四条第二項の規定により指定国際会計基準

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。)により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ)に、「次条」を「第二条」に、「第五章」を「第六章」に改め、同条に次の一項を加える。

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「特定会社」という。)が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、中間連結財務諸表を作成していない場合に限り、第六章の定めるところによることができる。

一 財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当中間会計期間の直前の事業年度又は当中間会計期間の直前の四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第三条第四号に規定する期間をいう。）のいずれかの期間のうち、その末日が中間貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表又は四半期財務諸表（四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。）を指定国際会計基準によつて作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条に見出しとして「（外国会社の特例）」を付し、同条中「第一条の二」を「第一条の三」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七十八条第一項中「第七十五条から前条」を「第七十七条から前条まで」に改め、同条第二項中「第七十五条及び第七十六条」を「第七十七条及び第七十八条」に改め、同条を第八十条とし、第七十四条から第七十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 特定会社の中間財務諸表

(特定会社の中間財務諸表の作成基準)

第七十四条 特定会社が提出する中間財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 特定会社は、前項の規定により作成した中間財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第七十五条 指定国際会計基準によつて作成した中間財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によつて中間財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「雑則(第九十三条)」を「企業会計の基準の特例(第九十三条・第九十四条)」に改める。

第一条の見出しを「(適用の一般原則)」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「四半期連結財務諸表(」を加え、「(以下「四半期連結財務諸表」という)」を「又は第九十三条の規定により指定国際会計基準(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。))により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 連結財務諸表規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「特定会社」という。)が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定

めるところによることができらる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度、当四半期連結会計期間の直前の中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は直前の四半期連結会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条第十九号中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）」を「連結財務諸表規則」に改める。

第四条第一号中「（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）」を

削る。

第七十八条第二項中「に係る四半期連結累計期間における」を「における四半期連結累計期間に係る」に改め、同条第三項中「前連結会計年度において」を「前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間において」に、「当期純利益金額」を「四半期純利益金額」に、「当期純損失金額」を「四半期純損失金額」に、「前連結会計年度に係る」を「前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る」に改め、同条第四項中「当四半期連結会計期間に係る」を「当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 企業会計の基準の特例

(会計基準の特例)

第九十三条 特定会社が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、指定国際会計基準に従うことができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 指定国際会計基準によって四半期連結財務諸表を作成している旨

二 特定会社に該当する旨及びその理由

附則第四条第一項中「第九十三条」を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第五条の規定による改正前の第九十三条」に、「当分の間」を「平成二十七年十二月三十一日に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間までの間」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による四半期連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。

附則第四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による四半期連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

一 当該四半期連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法

二 当該四半期連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

三 この規則（第六章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

「第六章 特定会社の四
第六章 外国会社の四半期財務書類（第八十三条―第八十七条）」を
第七章 外国会社の四

半期財務諸表（第八十三条・第八十四条）
に改める。

半期財務書類（第八十五条―第八十九条）」

第一条の見出しを「（適用の一般原則）」に改め、同条第一項中「のうち、」の下に「四半期財務諸表

（「を加え、」（以下「四半期財務諸表」という）を「又は第八十三条第二項の規定により指定国際会計

基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「

連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成

する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四

半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ」に、「次条」を「第二条」に、「第五章」を「第六章」に改め、同条に次の一項を加える。

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。

二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二

年大蔵省令第三十八号) 第一条第一項に規定する書類をいう。) 又は四半期財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、財務諸表等規則第一条の二第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

第二条に見出しとして「(外国会社の特例)」を付し、同条中「第一条の二」を「第一条の三」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第七十条第二項中「に係る四半期累計期間における」を「における四半期累計期間に係る」に改め、同条第三項中「前事業年度において」を「前事業年度の対応する四半期会計期間において」に、「当期純利益金額」を「四半期純利益金額」に、「当期純損失金額」を「四半期純損失金額」に、「前事業年度に係る」を「前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る」に改め、同条第四項中「当四半期会計期間に係る」を「当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る」に改める。

第八十七条第一項中「第八十四条、第八十五条第二項」を「第八十六条、第八十七条第二項」に改め、同条第二項中「第八十四条及び第八十五条第二項」を「第八十六条及び第八十七条第二項」に改め、同条

を第八十九条とし、第八十三条から第八十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 特定会社の四半期財務諸表

(特定会社の四半期財務諸表の作成基準)

第八十三条 特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によって四半期財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。

第一条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項、連結財務諸表規則第二条第十三号

、中間財務諸表等規則第二条の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸表等規

則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。

第二条の七第一項第一号中「準ずる者をいう」の下に「。第十九条第二項第一号ヲ(2)において同じ」を加える。

第八条の二第二項中「第八条第三項」を「第一条第三項第五号」に改める。

第十六条の二第二号中「（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）」を削る。

第十七条第一項第一号中「掲げる事項」を「掲げる書類」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該事業年度に係る会社法第四百三十八条第一項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの

又はその承認を受けたもの（有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）（内国法人である指定法人にあつては、これらに準ずるもの）

第十七条第一項第二号中「掲げる事項」を「掲げる書類」に改める。

第十九条第二項第一号中「以下この号において同じ」を「以下この条において同じ」に、「開始された場合」を「開始された場合」次に掲げる事項」に改め、同号イ中「場合は」を「場合には」に、「含む」を「含み、行使価額修正条項付新株予約券付社債券等である場合にはその旨を併せて記載すること」に改め、同号へを次のように改める。

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
第十九条第二項第一号リ及びヌを次のように改める。

リ 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質（第九項に規定する場合に該当する場合

にあつては、第八項に規定する取得請求権付株券等の内容と第九項に規定するデリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）その他の取引の内容を一体のものとしなした場合の特質。以下同じ。）

(2) 提出会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行又は売付けにより資金の調達をしようとする理由

(3) 第九項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(4) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下りにおいて同じ。）と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）

(5) 提出会社の株券の売買（令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容（当該取決めがない場合には、その旨）

(6) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

(7) その他投資者の保護を図るため必要な事項

又 有価証券信託受益証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券の内容（受託有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該受託有価証券の内容及び当該受託有価証券に係るりに掲げる事項）

第十九条第二項第一号に次のように加える。

ル 預託証券の場合には、イからチまでに掲げる事項に準ずる事項のほか当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容（当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、当該有価証券の内容及び当該有価証券に係るりに掲げる事項）

ヲ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下この号において同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社

法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十

七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法。）

並びに(1)及び(2)に掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

(1) 一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てする方法

(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てする方法

第十九条第二項第二号中「場合」を「場合」次に掲げる事項」に改め、同号イ中「からりまで」を「から又まで」に改め、同号ニ中「又は新株予約券証券」を「新株予約券証券又は新株予約券付社債券」に改め、同号に次のように加える。

ホ 当該有価証券の発行が第三者割当により行われる場合には、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

第十九条第二項第二号の二から第四号までの規定中「あつた場合」を「あつた場合」に改め、同項第五号中「認められる場合」を「認められる場合」に改め、同項第六号中「百分の三以上に相当する額である場合」を「百分の三以上に相当する額である場合」に改め、同項第六号の二から第八号までの規定中「決定された場合」を「決定された場合」に改め、同項第九号及び第九号の二中「除く。」を「除く。」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 提出会社が有価証券報告書を当該有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会前に提出した場合であつて、当該定時株主総会において、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会における決議事項が修正され、又は否決されたとき 次に掲げる事項

イ 当該有価証券報告書を提出した年月日

ロ 当該定時株主総会が開催された年月日

ハ 決議事項が修正され、又は否決された旨及びその内容

第十九条第二項第十号中「あつた場合」を「あつた場合」に改め、同項第十一号中「

生じた場合」を「生じた場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十二号中「場合」を「場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十三号中「認められる場合」を「認められる場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十四号中「百分の三以上に相当する額である場合」を「百分の三以上に相当する額である場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十四号の二から第十六号までの規定中「決定された場合」を「決定された場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十七号中「あつた場合」を「あつた場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十八号中「生じた場合」を「生じた場合 次に掲げる事項」に改め、同項第十九号中「場合」を「場合 次に掲げる事項」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 第二項第一号に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とは、会社法第二条第十八号に規定する取得請求権付株式に係る株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するもの、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下この項及び次項において「取得請求権付株券等」という。）であつて、当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券の数又は当該取得請求権付株券等に表示された権利の行使に際し

て支払われるべき金銭その他の財産の価額が、当該取得請求権付株券等が発行された後の一定の日又は一定の期間における当該取得請求権付株券等の発行者の株券の価格（法第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格、当該最終の価格を利用して算出される平均価格その他これらに準ずる価格をいう。）を基準として決定され、又は修正されることがある旨の条件が付されたものをいう。

9 取得請求権付株券等と密接な関係を有するデリバティブ取引その他の取引の内容を当該取得請求権付株券等の内容と一体のものとし、みなした場合において、当該取得請求権付株券等が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（前項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。）と同じ性質を有することとなるときは、当該取得請求権付株券等を行使価額修正条項付新株予約権付社債券等とみなして、この府令の規定を適用する。

第二号様式第一部第1の4(2)及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	

に

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】 (23-2)

1 【割当予定先の状況】 (23-3)

2 【株券等の譲渡制限】 (23-4)

3 【発行条件に関する事項】 (23-5)

4 【大規模な第三者割当に関する事項】 (23-6)

5 【第三者割当後の大株主の状況】 (23-7)

--	--	--	--	--	--

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議決権 数の割合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】 (23-8)

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 (23-9)

8 【その他参考になる事項】 (23-10)

第二号様式第二部第4の1に次のように加える。

(9) 【従業員株式所有制度の内容】 (47-2)

第二号様式記載上の注意(中)「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加え、同様式記載上の注意(8) bを次のように改める。

b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第二号様式記載上の注意(8)中 f を h とし、 c から e までは e から g までは g とし、 b の次に次のように加える。

c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社

をいう。以下同じ。) であるときは、同法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

- (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
 - (d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
 - (e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
 - (f) その他投資者の保護を図るため必要な事項
- 第二号様式記簿上の註意(2)中「o」及び「j」の次に次のように加える。
- h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)の d の (a) から (f) までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第二号様式記載上の注意(20)中「及び n」や「、n、o 及び p」に於て、同記載上の注意(20)中「新規発行による」や「提出者が取得する」は、「その内容及び金額」や「手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期」に於ける。

第二号様式記載上の注意(22)中「及び r」から「及び s」の次に次のように加える。

c 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)の d に準じて記載すること。

第二号様式記載上の注意(23)の次に次のように加える。

(23-2) 第三者割当の場合の特記事項

第三者割当 (第19条第2項第1号ラに規定する第三者割当をいう。以下この様式において同じ。) の方法により、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券 (以下この様式において「株券等」と

いう。)の募集又は売出しを行う場合に記載すること。

(23-3) 割当予定先の状況

次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。

a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

(a) 個人 氏名、住所及び職業の内容

(b) 有価証券報告書提出会社 名称、本店の所在地及び届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。)の提出日

(c) 有価証券報告書提出会社以外の法人 名称、本店の所在地、国内の主たる事務所の責任者

の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、代表者の役職及び氏名、資本金、事業の内容並びに主たる出資者及びその出資比率

- (d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下この様式において「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a) から (d) までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該 (a) から (d) までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載にあたっては、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。

- b 提出者と割当予定先との間の関係 提出者と割当予定先との間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係がある場合には、その内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が組合その他の団体であつて、その業務執行組合員等と提出者との間に出資、人事、資金、技術又は

取引等において重要な関係がある場合には、その具体的な内容を併せて記載すること。

- c 割当予定先の選定理由 割当予定先を選定した理由及び経緯を具体的に記載すること。
- d 割り当てようとする株式の数 この届出書に係る第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式の数を記載すること。
- e 株券等の保有方針 この届出書に係る第三者割当に係る株券等について、割当予定先による保有方針を確認した場合は、その内容を記載すること。
- f 払込みに要する資金等の状況 割当予定先がこの届出書に係る第三者割当に対する払込みに要する資金又は財産を保有することを確認した結果及びその確認の方法を具体的に記載すること。
- g 割当予定先の実態 割当予定先の株券等について、株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する者が存在する場合には、その旨及びこれらの権限の内容を具体的に記載すること。また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下このgにおいて「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有している

か否かについて確認した結果並びにその確認方法を具体的に記載すること。

(23-4) 株券等の譲渡制限

この届出書に係る第三者割当に係る株券等についてその譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載すること。

(23-5) 発行条件に関する事項

- a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。
- b この届出書に係る第三者割当による有価証券の発行（以下このbにおいて「当該発行」という。）が会社法に定める特に有利な金額又は特に有利な条件による発行（以下このbにおいて「有利発行」という。）に該当するものと判断した場合には、その理由及び判断の過程並びに当該発行を有利発行により行う理由を具体的に記載すること。また、当該発行が有利発行に該当しないものと判断した場合には、その理由及び判断の過程を具体的に記載すること。なお、当該発行に係る適法性に関して監査役が表明する意見又は当該判断の参考にした第三者による評価があればその内容を記載すること。

(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項

この届出書に係る第三者割当により次のa又はbに掲げる場合に該当することとなる場合には、その旨及びその理由を記載すること。なお、議決権の数の算出に当たっては、算定の基礎となる株式の数が届出日後のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づき決定される場合には、届出日又はその前日のいずれかの日の市場価額その他の指標に基づいて計算すること。

- a 第三者割当により割り当てられる株式又は新株予約権の目的である株式に係る議決権の数（当該議決権の数に比して、当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式又は新株予約権（社債に付されているものを含む。以下この（23-6）及び（23-7）において「株式等」という。）に係る議決権の数が大きい場合には、当該議決権の数のうち最も大きい数をいい、以下この（23-6）及び（23-7）において「割当議決権数」という。）（この届出書に係る株券等の募集又は売出しと並行して行われており、又はこの届出書の提出日前6月以内に行われた第三者割当がある場合には、割当議決権数に準じて算出した当該第三者割当により割り当てられ、又は割り当てられた株式等に係る議決権の数（当該第三者割当以後に株式分割が行われた場合にあっては当該株

- 式分割により増加した議決権の数を加えた数、株式併合が行われた場合にあつては当該株式併合により減少した議決権の数を除いた数。以下この a において「加算議決権数」という。）を含む。）を提出者の総株主の議決権（「第二部 企業情報」の「第 4 提出会社の状況」の「（7）議決権の状況」の「① 発行済株式」に記載すべき総株主の議決権をいう。以下この b 及び（23ー7）の c において同じ。）の数から加算議決権数を控除した数で除した数が0.25以上となる場合
- b 割当予定先が割り当てられた割当議決権数を所有した場合に支配株主（提出者の親会社又は提出者の総株主の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（自己の計算において所有する議決権の数と次の（a）及び（b）に掲げる者が所有する議決権の数を合計した数が提出者の総株主の議決権の100分の50を超える者に限る。）をいう。）となる者が生じる場合
- （a） その者の近親者（二親等内の親族をいう。（b）において同じ。）
- （b） その者及びその近親者が当該総株主の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人その他の団体（以下この（b）において「法人等」という。）並びに当該法人等の子会

社

(23-7) 第三者割当後の大株主の状況

a この届出書に係る第三者割当により割当予定先に株式が割り当てられ、又は割り当てられた新株予約権が行使された場合（当該株式又は当該新株予約権の取得と引換えに株式等が交付された場合を含む。以下この（23-7）において同じ。）における大株主の状況について、（45）のb及びcに準じて記載すること。

b 割当予定先が大株主となる場合について、「割当後の所有株式数」は、当該割当予定先の割当議決権数に係る株式の数を所有株式数に加算した数を記載すること。

c 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合（小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁までの割合）を記載すること。

(23-8) 大規模な第三者割当の必要性

a この届出書に係る第三者割当が（23-6）に規定する場合における第三者割当（以下この（23-

8) において「大規模な第三者割当」という。) に該当する場合には、当該大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容について、具体的に記載すること。

b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程（経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当についての意見の聴取、株主総会決議における株主の意思の確認その他の大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その旨及び内容を含む。）を具体的に記載すること。

(23-9) 株式併合等の予定の有無及び内容

提出者の株式に係る議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為が予定されている場合には、当該行為の目的、予定時期、方法及び手続き、当該行為後の株主の状況、株主に交付される対価その他当該行為に関する内容を具体的に記載すること。

(23-10) その他参考になる事項

自己株式又は自己新株予約権の売出しにより第三者割当を行う場合には、当該売出しによる手取金

の用途について、(20) に準じて記載すること。

第二号様式記載上の注意⁽²⁵⁾ aを次のように定める。

a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。

なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（21）のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について（30）のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づき主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

第二の類を記載上の注意⁽²⁷⁾を中「について、セグメント情報」の次に「(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)」を記入し、同記載上の注意⁽²⁸⁾を中「により四半期連結貸借対照表」の次に「(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))にあつては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を、同「又は中間連結貸借対照表」の次に「(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))にあつては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を、同「キャッシュ・フロー」の次に「(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)」を加え、同記載上の注意⁽³⁰⁾に次のように加える。

- 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目(収益に関する項目等。dにおいて同じ。)

) と連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。

d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。）を(60)のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。

また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。

第二号様式記載上の注(33) a中「(連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。)」を前記の「同様式記載上の注(40)cを次のように改める。

- c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第二号様式記載上の注(40)中「a」の次に次のように加える。

- d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。ただし、「新規発行株式」の「内容」の欄に同一の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第二号様式記載上の注意(41)中fをgとし、eの次に次のように加える。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(40)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第二号様式記載上の注意(47)の次に次のように加える。

(47-2) 従業員株式所有制度の内容

a 提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第7号の2イ（1）に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下この（47-2）において「従業員等持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計

画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は
買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下この（47-2）において「従業員株式所
有制度」という。）を導入している場合には、次の（a）から（c）までに掲げる事項を具体的に
記載すること。

（a） 当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用
する場合には受益権の内容）

（b） 従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

（c） 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b 提出会社が当該制度を導入していない場合には、項目名を含め記載を要しない。

第二号様式記簿上の状態⁽⁶⁹⁾ a 中「又は」や「若しくは」 b 「により若しくは」や「により、又は」 b
、 「c」や「e及びf」 d 中「又は」 e 中「若しくは」 f 「により若しくは」 g により、又は」 h
のように加える。

d 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であって、財務諸表等規則第127条第2項の規定に

より指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。

e 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

f 特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

第二号様式記載上の注意⁽⁵⁹⁾ a の次に次のように加える。

b 指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第二号様式記載上の注⁽⁵⁹⁾ a 中「及び連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、これらに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）」を挿入し、「四半期連結損益計算書及び」を「四半期連結損益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式

において同じ。)、「」及び「」 「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)及び持分変動計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)」及び「中間連結損益計算書」の次に「(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」及び「中間連結株主資本等変動計算書」の次に「(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」及び「中間連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を加え、同記載上の注意⁽⁶⁹⁾中「中間連結財務諸表規則」の次に「又は指定国際会計基準」及び「連結附属明細表」の次に「(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。)」を加え、同記載上の注意⁽⁶⁵⁾に後段として次のように加

えらる。

なお、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成し、かつ、連結附属明細表に相当する情報を他の箇所に記載したときには記載を要しない。

第二号様式記載上の注意(96) p (9) 中「第76条第1項第3号」を「第76条」に改め、同記載上の注意(97)中 f を g とし、c から e まじりを d から f まじりとし、同記載上の注意(79) p 中「中間財務諸表等規則」の次に「又は指定国際会計基準」を「附属明細表」の次に「(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72) 及び (73) において同じ。)」を加え、同記載上の注意(79)中 p を c とし、a の次に次のように加える。

b 指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合 ((59) の d に該当する場合に限る。) には、(67) (b を除く。) から (72) までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67) (b を除く。) から (72) までに準じて記載すること。

第二号様式記載上の注意(84)の次に次のように加える。

(84-2) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第二号の様式第一部第1の4②及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類	
------------------	--

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	

に

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

- 1 **【割当予定先の状況】**
- 2 **【株券等の譲渡制限】**
- 3 **【発行条件に関する事項】**
- 4 **【大規模な第三者割当に関する事項】**
- 5 **【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 に対する所有議決権 数の割合

計	—					

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第二号の二様式記載上の注意(2)の(a)中「四半期連結貸借対照表」の次に「(親田会社が特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)であつて、四半期連

結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。（b）及び（c）において同じ。）を改正、回記簿上の注意(2)(ロ)中「中間連結貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社であって、中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）」を改正、回記簿上の注意(2)(イ)中「四半期貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社であって、連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。（b）及び（c）において同じ。）」を加え、回記簿上の注意(2)(イ)中「中間貸借対照表」の次に「（提出会社が特定会社であって、中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、中間貸借対照表に相当するものをいう。）」を改正する。

第二号の三様式第一部第1の4(2)及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

に

新株予約権の目的となる株式の種類

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

- 1 **【割当予定先の状況】**
- 2 **【株券等の譲渡制限】**
- 3 **【発行条件に関する事項】**
- 4 **【大規模な第三者割当に関する事項】**

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 に対する所有議決権 数の割合
計	—				



- 6 【大規模な第三者割当の必要性】
 - 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】
 - 8 【その他参考になる事項】
- 第二号の四様式記載上の注意(1) bを次のように改める。
 - b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。
 - 第二号の四様式記載上の注意(1)中dを「d」' cを「e」' bの次に次のように加える。
 - c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
- この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を

記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

- (a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
- (b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
- (d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当

予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第二号の四様式記載上の注意(中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(1)のdに準じて記載すること。

第二号の五様式第一部第1の4(2)及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

新株予約権の目的となる株式の種類	
------------------	--

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】 (23-2)

- 1 **【割当予定先の状況】**
- 2 **【株券等の譲渡制限】**
- 3 **【発行条件に関する事項】**
- 4 **【大規模な第三者割当に関する事項】**
- 5 **【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議	割当後の所 有株式数	割当後の総議決権 に対する所有議決権

			決数の割合	(株)	数の割合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第二号の五様式記載上の注意(五)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を「五」回様式記載上の注意(8) bを次のように改める。

- b 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(8)中 f を h とし、 c から e を d とし、 e から g を f とし、 b の次に次のように加える。

- c 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

- (a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
- (b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
- (d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第二号の五様式記載上の注意(22)中oをpとし、pからrまでとし、gの次に次のように加える。

h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(8)の

dの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(22)中「及びn」や「n、o及びp」にぬぐ、同記載上の注意(22)中「新規発行による」や「提出者が取得する」にび、「その内容及び金額」や「手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期」にぬぐぬぐ。

第二号の五様式記載上の注意(22)中gをhとし、cからfまでをdからgまでとし、bの次に次のように

加える。

。 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「種類」の欄にその旨を記載するとともに、(8)のdに準じて記載すること。

第二号の五様式記載上の注意⁽²³⁾の次に次のように加える。

(23-2) 第三者割当の場合の特記事項

第二号様式記載上の注意(23-2)から(23-10)までに準じて記載すること。

第二号の六様式第一部第1の4⁽²⁾及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

に

新株予約権の目的となる株式の種類

㉞㉟ 回並び記載上の注釈㉞㉟中 「(以下(8)において「主要な経営指標等」という。)を第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)まで(連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等を同記載上の注意に準じて」や「(第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)までに掲げる主要な経営指標等(連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等)をいい、連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。))により連結財務諸表を作成し、又は財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等。以下(8)において同じ。)を」を㉞㉟ 回並び記載上の注釈㉞㉟中 「第二号様式記載上の注意(25)に準じて」を規定する。第三号様式第一部第4の1中(8)を(9)とし、(3)から(7)までを(4)から(8)までとし、(2)の次に次のように加える。

別様①を挿入

第三号様式第一部第4の1に次のように加える。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】 (27-2)

第三号様式記載上の注意(1)に次のように加える。

- e この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であつて、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。

第三号様式記載上の注意(2)を次のように改める。

- c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第三号様式記載上の注意(2) e中「このc」を「このg」に改め、同記載上の注意(2)中hをjとし、dからgまでをfからiまでとし、cの次に次のように加える。

- d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について

ての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

（c） 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

（d） 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

（e） その他投資者の保護を図るため必要な事項
第三号様式記載上の注意⁽²¹⁾中 f を g とし、 e の次に次のように加える。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び（20）の e の（a）から（e）までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第三号様式記載上の注意⁽²¹⁾の次に次のように加える。

(21-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

c 「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

第三号様式記載上の注意⁽²³⁾中の「a」「b」の次に次のように加える。

c 当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分

ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
と。

第三号様式記載上の注意⁽²⁷⁾の次に次のように加える。

(27-2) 従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意 (47-2) に準じて記載すること。

第三号様式記載上の注意⁽²⁷⁾の中「連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。))により連結財務諸表を作成した場合(特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。(47)のbにおいて同じ。))が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63)において同じ。))にあつては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を加え、同記載上の注意⁽²⁷⁾の中「連結財務諸表規則」の次に「又は指定国際会計基準」や、「連結附属明細表」の次に「(指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。

(45) において同じ。)」を加え、同記載上の注意⁽⁴⁷⁾中 f を g とし、c から e までは d から f まではとし、同記載上の注意⁽⁴⁷⁾中 「財務諸表等規則」の次に「又は指定国際会計基準」を、「附属明細表」の次に「(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(52)において同じ。)」を加え、同記載上の注意⁽⁴⁷⁾中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 特定会社が連結財務諸表を作成していない場合であつて、財務諸表等規則第127条第2項の規定により指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、(47) (bを除く。)から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (bを除く。)から(52)までに準じて記載すること。

第三号様式記載上の注意中⁽⁶⁵⁾を⁽⁶⁶⁾とし、⁽⁶⁴⁾を⁽⁶⁵⁾とし、⁽⁶³⁾を⁽⁶⁴⁾とし、⁽⁶²⁾の次に次のように加える。

(63) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当該連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項(当

該修正後の連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第三号の二様式第一部第1の4中(8)を(9)とし、(3)から(7)までを(4)から(8)までとし、(2)の次に次のように加える。

別様②を挿入

第四号様式第一部第4の1中(7)を(8)とし、(3)から(6)までを(4)から(7)までとし、(2)の次に次のように加える。

別様③を挿入

第四号の三様式第一部第4の1中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

別様④を挿入

第四号の三様式記載上の注意(5) a 中「~~連結財務諸表~~」の次に「(指定国際会計基準 (連結財務諸表規則)第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作

成した場合（特定会社（四半期連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（（21）のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）」を「セグメント情報」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）

）」を「セグメント情報」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー）（11）のa）」を「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式）」と定める。

第四号の三様式記載上の注意(13)を次のように定める。

- 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(13)中hをjとし、dからgまでをfからiまでとし、cの次に次のように加える。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取

引その他の取引の内容

- (b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）
- (c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）
- (d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容
- (e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第四号の三様式記載上の注意(14)中fをgとし、eの次に次のように加える。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(13)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(四)の次に次のように加える。

(14-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第四号の三様式記載上の注意(15) a 中「第一部 企業情報」の「3」を「4」に改め、同様

式記載上の注意(16)中cをdとし、bの次に次のように加える。

- c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21) a中「d」を「c」とし、同記載上の注意(21)中dをfとし、同記載上の注意(21)中「d」を「以下この(21)」に改め、同記載上の注意(21) cに後段として次のように加える。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(21)中cをeとし、bをcとし、cの次に次のように加える。

- d 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であつて、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⁽²¹⁾ aの次に次のように加える。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⁽²¹⁾に次のように加える。

g 特定会社が連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(22)から(31)までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

h gにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結

財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⁽²²⁾ a 中「四半期連結貸借対照表については」を「四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については」に改め、「記載された連結貸借対照表」の次に「（指定国際

会計基準による連結財務諸表が記載されている場合は、連結貸借対照表に相当するもの）」を「b 中「四半期連結損益計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意⁽²²⁾ c 中「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意⁽²²⁾ d 中「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意⁽²²⁾ e を「f」とし、d を「e」とし、同記載上の注意⁽²²⁾ c 中「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）」を加え、同記載上の注意⁽²²⁾ b の次に次のように加える。

- c 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列

して記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⁽²⁴⁾の次に次のように加える。

(24-2) 持分変動計算書

当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意⁽²⁷⁾に次のように加える。

g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(21)のdに該当する場合に限る。）

には、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載すること。

第四号の三様式記載上の注意に次のように加える。

(38) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号様式第一部第4の1中(6)を(7)とし、(3)から(5)および(4)から(6)および(2)の次に次のように加える。

別様⑤を挿入

第五号様式記載上の注意(5) a 中「経営指標等」の次に「（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社（中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）」や「セグメント情報」の次に「（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合

は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)」を添付し、回記簿上の注(6)のa中「中間連結財務諸表規則第2条第10号に規定するキャッシュ・フローをいう」を「指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ」に改め、回記簿上の注(11-2)のb中「(中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13-2)のaにおいて同じ。)」を削り、回記簿上の注(16)を次のように改める。

- c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

第五号様式(16)中「a.ii.ii)」の次に次のように加える。

- d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。

この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項

についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第五号様式記載上の注意(1)中fをgとし、eの次に次のように加える。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(16)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第五号様式記載上の注意(1)の次に次のように加える。

(17-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して

記載すること。

- b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第五号様式記載上の注意(19)中「c」及び「d」の次に次のように加える。

- c 当中間会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第五号様式記載上の注意(24)中「c」及び「d」の次に次のように加える。

- c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- d 特定会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であつて、中間財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

第五号様式記載上の注釈⁽²⁵⁾ a中「及び中間連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)」を添付、「連結株主資本等変動計算書」を「有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書」及び「有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書」及び「及び連結キャッシュ・フロー計算書」を「及び有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書」及び「有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書」に改め、同記載上の注釈⁽²⁵⁾ a中「中間連結財務諸表規則」の次に「又は指定国際会計基準」を加え、同記載上の注釈⁽³¹⁾ cを削除し、bを削除し、aの次に次のように加える。

- b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（(24)のdに該当する場合に限る。）には、a、c、d及び(32)から(35)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載す

ることができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、c、d及び(32)から(35)までの規定により記載すること。

第五号様式記載上の注意中(45)を(46)とし、(44)を(45)とし、(43)を(44)とし、(42)の次に次のように加える。

(43) 指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載

指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の中間連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。

第五号の二様式第一部第1の3中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に次のように加える。

別様⑥を挿入

第七号様式第一部第1の2(2)及び3中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

に

新株予約権の目的となる株式の種類

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】 (24-2)

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 に対する所有議決権 数の割合
計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第七号様式記載上の注意(1) a) c) ①中「第127条第1項」を「第129条第1項」に改め、同記載上の注意(1) b) c) ②中「第127条第3項」を「第129条第3項」に改め、同記載上の注意(2) ②中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加え、同様式記載上の注意(10) a) 中「付記すること。」の次に「新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を記載すること。」を加え、同記載上の注意(10) c) に後段として次のように加える。

新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

第七号様式記載上の注意(10) 中 f) を g) とし、 e) を f) とし、 d) を e) とし、 c) の次に次のように加える。

d 新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

- (a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由
- (b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
- (c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このdにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
- (d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）
- (e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第七号様式記載上の注意(14)中oをpとし、hからnまでをiからpまでとし、gの次に次のように加える。

h 「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」の欄は、新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でない場合には設けることを要しない。

i 新規発行新株予約権証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、(10)のdの(a)から(f)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

第七号様式記載上の注意(19)中「及びn」や「、n、o及びp」にぬぬ、同記載上の注意(22)中「新規発行による」や「提出者が取得する」にび、「その内容及び金額」や「手取金の総額並びにその用途の区分ごと」の内容、金額及び支出予定時期」にぬぬ、同記載上の注意(23)中pをqとし、rからsまでをeからhまでとし、cの次に次のように加える。

d 売出しに係る株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、「記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類」の欄にその旨を記載するとともに、(10)のdに準じて記載す

ること。

第七号様式記載上の注意⁽²⁴⁾の次に次のように加える。

(24-2) 第三者割当の場合の特記事項

第二号様式記載上の注意 (23-2) から (23-10) までに準じて記載すること。

第七号様式記載上の注意⁽⁴³⁾を次にように改める。

○ 「種類」の欄には、優先株、後配株等の種類を記載し、「内容」の欄には、株式の種類ごとにその内容を具体的に記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「内容」の欄の冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

株式の種類ごとに議決権の有無、数又はその内容が異なる場合には、その旨及びその理由を記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある

場合には、その内容を記載すること。

第七号様式(43)中 e 及び f の次に次のように加える。

d 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

- (a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
- (b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）
- (c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

第七号様式記載上の注意(52) b 及び (53) a (a) 中「第127条第1項」を「第129条第1項」に改め、同記載上の注意(53) a (b) 及び (c) 中「第127条第3項」を「第129条第3項」に改める。

第七号の二様式第一部第1の2(2)及び3中

新株予約権の目的となる株式の種類	
------------------	--

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
--------------------------	--

に

新株予約権の目的となる株式の種類

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

- 1 【割当予定先の状況】
- 2 【株券等の譲渡制限】
- 3 【発行条件に関する事項】
- 4 【大規模な第三者割当に関する事項】
- 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 に対する所有議決権 数の割合
--------	----	----------	---------------------------	----------------------	-------------------------------

計	—					

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第七号の三様式第一部第1の2(2)及び3中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

に

新株予約権の目的となる株式の種類

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 に対する所有議決権 数の割合

計	—					
---	---	--	--	--	--	--

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第七号の四様式第一部第1の2②及び3中

新株予約権の目的となる株式の種類	
------------------	--

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	

に

改める。

第八号様式第一部第5の1中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

別様⑦を挿入

第八号様式記載上の注意(1) ⁸(c)①中「第127条第1項」を「第129条第1項」に改め、同記載上の注意(1)

⁸(c)②中「第127条第3項」を「第129条第3項」に改め、同記載上の注意(25)の次に次のように加える。

(25-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

c 「第4四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四

半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

第八号様式記載上の注意⁽²⁶⁾に次のように加える。

d 当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第八号様式記載上の注意⁽³⁴⁾b中「第127条第1項」を「第129条第1項」に改める。

第九号様式第一部第5の1中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

別様⑧を挿入

第九号様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。

- (1) 「第5 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等」については、第八号様式に準じて記載すること。
- (2) 「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち「1 財務書類」に記載したものの以外のもを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。
- 第九号の三様式第一部第五の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

別様⑨を挿入

第九号の三様式記載上の注意(1)を(2)とし、(1)中「第127条第1項」を「第129条第1項」に改め、同記載上の注意(1)を(2)とし、(2)中「第127条第3項」を「第129条第3項」に改め、同記載上の注意(16)の次に次のように加える。

(16-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

- a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載する

こと。

c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第九号の三様式記載上の注意(17)に次のように加える。

d 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第九号の三様式記載上の注意(21)及び(22) a (a)中「第83条第1項」を「第85条第1項」に改め、同記載上の注意(22) a (b)中「第83条第3項」を「第85条第3項」に改める。

第十号様式第一部第5の1中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

別様⑩を挿入

第十号様式記載上の注釈(一)の(2)中「第127条第1項」及び「第129条第1項」に於て、同記載上の注釈(一)の(2)中「第127条第3項」及び「第129条第3項」に於て、同記載上の注釈(18)の次に次のように加える。

(18-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

- a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。
- b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

第十号様式記載上の注釈(19)に次のように加える。

- d 当該半期中において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

第十号様式記載上の注意(23)及び(24) a)中「第74条第1項」を「第76条第1項」に改め、同記載上の注意(24) a)中「第74条第3項」を「第76条第3項」に改める。

第十一号様式記載上の注意(3)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加え、第十号様式第一部第1の4(2)及び5中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

に

新株予約権の目的となる株式の種類

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

- 1 **【割当予定先の状況】**
- 2 **【株券等の譲渡制限】**
- 3 **【発行条件に関する事項】**
- 4 **【大規模な第三者割当に関する事項】**
- 5 **【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 に対する所有議決 数の割合

計	—				

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第十二号様式記載上の注意(1)及び第十四号様式記載上の注意(3)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加える。

第十五号様式第一部第1の2(2)及び3中

新株予約権の目的となる株式の種類

を

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

に

新株予約権の目的となる株式の種類

改め、同様式第一部中第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状態】

2 【株券等の譲渡制限】

3 【発行条件に関する事項】

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有議決権 数の割合

計	—				
---	---	--	--	--	--

6 【大規模な第三者割当の必要性】

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

8 【その他参考になる事項】

第十五号様式記載上の注意(1)中「記載すること。」の次に「当該有価証券が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、その旨を、当該有価証券の種類と併せて記載すること。」を加える。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第八条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第二百二十七条」を「第二百二十九条」に改める。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 法第二十四条の四の七第一項の規定により提出される四半期報告書（第一・四半期報告書（最初の四半期会計期間に係るものをいう。）に限る。）に含まれる連結財務諸表規則第九十三条の規定による連結財務諸表

第四条第一項第三号ハ中「四半期累計期間をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第九条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により」を「連結財務諸表規則第一条の二第一号ニに規定する国際会計基準に基づいて」に改め、「（以下「米国式連結財務諸表」という。）」を削り、「連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める」を「同条本文に規定する特定会社が同令第九十三条の規定による連結財務諸表を提出する」に改める。

第二十一条第一項中「米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社

」を「連結財務諸表規則第一条の二本文に規定する特定会社」に改め、同条第二項中「次の事項を追加して記載するものとする」を「次に掲げる事項を記載しなければならない」に改める。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第十条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項前段中「新連結財務諸表規則第八十七条」を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十三号)第一条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十三条」に、「当分の間」を「平成二十八年三月三十一日に終了する連結会計年度までの間」に改め、同項後段を削り、附則に次の二項を加える。

4 前項の規定による連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。

5 第三項の規定による連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

一 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法

二 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

三 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第七章を除く。）に準拠して作成する場合
との主要な相違点

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第十一条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「（新中間連結財務諸表規則第八十一条）を「（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十七条）」に、「当分の間、新中間連結財務諸表規則第八十一条に規定する」を「平成二十七年九月三十日に終了する中間連結会計期間までの間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている」に改め、附則に次の二項を加える。

5 前項の規定による中間連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。

6 第四項の規定による中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

- 一 当該中間連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
- 二 当該中間連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況
- 三 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第六章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第九条第一項において「新連結財務諸表規則」という。）第七章の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社は、平成二十二年三月三十一日に終了する連結会計年

度に係る連結財務諸表を第一条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧連結財務諸表規則」という。）第九十三条の規定により作成することができる。この場合において、旧連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定を適用する。

3 前二項の規定により連結財務諸表を旧連結財務諸表規則第九十三条の規定により作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を同条の規定により継続して作成することができる。この場合においては、旧連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定を適用する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第七章の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規

定は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

- 2 附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、前項の規定にかかわらず、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「旧中間連結財務諸表規則」という。）第八十七条の規定により継続して作成することができる。
- 3 前項の規定により中間連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十七年九月三十日まで
に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を旧中間連結財務諸表規則第八十七条の規定により
継続して作成することができる。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 第五条 第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間（以下この条において「四半期連結会計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

2 附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、前項の規定にかかわらず、施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表を第五条の規定による改正前の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「旧四半期連結財務諸表規則」という。）第九十三条の規定により継続して作成することができる。

3 前項の規定により四半期連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十七年十二月三十一日までに終了する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表を旧四半期連結財務諸表規則第九十三条の規定により継続して作成することができる。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 次の各号に掲げる第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「新開示府令」という。)の規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一 第十七条第一項第一号ロ及び第十九条第二項第九号の二 平成二十一年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

二 第十九条第二項第一号 平成二十二年二月一日以後に開始する有価証券の募集(新開示府令第十九条第二項第一号に規定する有価証券の募集をいう。以下この号において同じ。)又は有価証券の売出し(

金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に開始する有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

三 第十九条第二項第二号 平成二十二年二月一日以後に行われる取締役会の決議等（新開示府令第四条第二項第一号ロに規定する取締役会の決議等をいう。以下この号において同じ。）若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可（当該取締役会の決議等若しくは当該株主総会の決議又は当該行政庁の認可に係る有価証券の取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該有価証券の発行。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に行われる取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可については、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式から第二号の六様式まで、第七号様式から第七号の四様式まで、第十一号様式、第十二号様式、第十四号様式及び第十五号様式は、平成二十二年二月一日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）、「発行登録書（同法第二十三条の三第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。

以下この項において同じ。)及び発行登録追補書類(同法第二十三条の八第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出する有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる新開示府令の規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一 第二号様式第二部の第4の1及び同様式記載上の注意(47-2) 次のイ又はロに掲げる者が当該イ又はロに

定める日以後に提出する有価証券届出書について適用し、当該者が同日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

イ 金融商品取引法第二十四条第一項各号(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に掲げる有価証券の発行者(当該有価証券の発行者が同項ただし書(同法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けている場合を除く。)平成二十一年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(同法第二十四条第一項又は第三項(同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出した

日

ロ イに掲げる者以外の者 平成二十二年四月一日

二 第二号様式記載上の注意(25)、(27)、(30)、(33)、(59)、(60)、(65)から(67)まで及び(84-2)、第二号の二様式記載上の注

意(2)、第二号の六様式記載上の注意(8)並びに第七号様式記載上の注意(1)、(52)及び(53) 次のイ又はロに掲げる者が当該イ又はロに定める日以後に提出する有価証券届出書について適用し、当該者が同日前に提出する有価証券届出書については、なお従前の例による。

イ 金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者（当該有価証券の発行者が同項ただし書（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている場合を除く。） 平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書を提出した日

ロ イに掲げる者以外の者 平成二十二年七月一日

3 新開示府令第三号様式、第三号の二様式、第四号様式、第四号の三様式、第五号様式、第五号の二様式、第八号様式、第九号様式、第九号の三様式及び第十号様式は、平成二十二年二月一日以後に開始する事業年度、四半期会計期間及び中間会計期間に係る有価証券報告書、四半期報告書（金融商品取引法第二十

四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）及び半期報告書（同法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度、四半期会計期間及び中間会計期間に係る有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる新開示府令の規定については、当該各号に定める事業年度、四半期会計期間及び中間会計期間に係る有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書について適用する。

一 第三号様式第一部の第4の1並びに同様式記載上の注意(1)のe及び(27-2) 平成二十一年十二月三十一日

以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

二 第三号様式記載上の注意(40)、(47)及び(63)から(65)まで並びに第八号様式記載上の注意(1)及び(34) 平成二十

二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

三 第三号様式記載上の注意(20)及び(21)、第四号の三様式記載上の注意(13)及び(14)並びに第五号様式記載上の注意(16)及び(17) 平成二十二年二月一日以後に提出する有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書について適用し、同日前に提出する有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書については、なお従前の例による。

四 第四号の三様式記載上の注意(5)、(6)、(9)、(9-2)、(15)、(21)、(22)、(24-2)、(27)及び(38)並びに第九号の三様式記載上の注意(1)、(21)及び(22) 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度の第1四半期会計期間（新開示府令第四号の三様式記載上の注意(5)に規定する第1四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。

）に係る四半期報告書について適用し、同日前に終了する第1四半期会計期間に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

五 第五号様式記載上の注意(5)、(6)、(9)、(11-2)、(24)、(25)、(31)及び(43)から(45)まで並びに第十号様式記載上の注意(1)、(23)及び(24) 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度の中間会計期間に係る半期報告書について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（次項において「新監査証明府令」という。）第一条第十一号の二の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を連結財務諸表提出会社が新連結財務諸表規則第九十三条の規定により最初に作成する場合に適用する。

2 前項の場合において、新監査証明府令第一条第四号及び第八号の規定の適用については、同条第四号及び第八号中「法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書」とあるのは、「法第五条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の四の七第一項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は四半期報告書（第一・四半期報告書に限る。）」とする。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第九条の規定による改正後の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を

作成する場合に適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合には、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を旧連結財務諸表規則第九十三条の規定により作成する場合には、第九条の規定による改正前の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（次項において「旧内部統制府令」という。）第十八条及び第二十一条の規定を適用することができる。

3 附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度において、旧内部統制府令第十八条及び第二十一条の規定を継続して適用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。